

# 関西 労災職業病

関西労働者安全センター

2006. 2.10 発行(通巻第357号) 200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ぼんらいビル602  
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278  
郵便振替口座 00960-7-315742  
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284  
E-mail: koshc2000@yahoo.co.jp  
ホームページ: http://www.geocities.jp/koshc2000/



- 労働時間規制の適用除外対象を大幅拡大か  
労働時間法制の在り方審議会に諮問 ..... 2
- 100万人署名達成!なくせアスベスト被害 ..... 6
- 反対無視し、石綿新法成立  
明らかになる石綿被害の全貌と企業・国の責任 ..... 10
- 前線から(ニュース) ..... 16  
短期で発症した眼精疲労に労災認定
- アスベスト報道ダイジェスト2006年1月 ..... 17

1月の新聞記事から/19

表紙/アスベスト被害者の全面救済を求めて、  
デモの先頭を行進する患者と家族の会のメンバーら(1/30撮影:今井明)

# 労働時間規制の適用除外対象を大幅拡大か

## 労働時間法制の在り方審議会に諮問

### 過重労働対策の一方で規制適用除外へ

とかく労働時間法制というのは分かりにくい。むかし、日本は1日8時間労働だと学校で習ったものだ。やがて週休2日制が定着してくると、8時間×5で週40時間労働制というのもナルホドナルホドと理解できるような気がしたものだ。しかし、変形労働時間制が複雑多岐になってきて、裁量労働制が新設され、それも企画業務でも可能となってくると、一体労働時間規制とは何のためのものだったかと首を傾げたくなる状況が進んできた。

そこへバブル期に日本の労働者の働き過ぎが問題になり、数々の裁判等の後、脳・心臓疾患の労災認定基準の改正が行われた。この2001年の改正では、すでに社会的な常識となっていた蓄積疲労の考え方が認定基準に取り入れられることとなり、「発症前1か月間におおむね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月当たりおおむね80時間を超える時間外労働」で労働時間のみの負担でも過重負

荷とすることとなった。

翌02年2月には、この基準をもとに「過重労働による健康障害防止のための総合対策」が策定され、それを原型として今年4月施行の改正労働安全衛生法による過重労働対策、月時間外労働100時間超の労働者に対する医師による面接指導の実施などが進められることになる。

以前も触れたが、労働時間を目安の一つにして過重労働対策をするのはよいが、すでにあたかも労働時間の捕捉をすること自体があやふやになってしまっている裁量労働制のもとで働く労働者や、時間外割増賃金を受けない管理職などにこの新たな過重労働対策を実効あるものにするのは、まだまだハードルが高いといわねばならないだろう。

にも関わらず、労働時間規制の「緩和」はまだまだ続きそうだ。

### 働き方の変化に合わせた規制除外が使命

昨年4月に設置された「今後の労働時間

制度に関する研究会」（座長：諏訪康雄法政  
大学大学院政策科学研究科教授）が報告書  
をまとめ、この1月27日に公表された。

この研究会の「趣旨・目的」は次のような  
ものである。

「労働時間制度については、これまで、産  
業構造・企業活動の変化や労働市場の変化  
が進む中で、裁量労働制等弾力的な労働時  
間制度の導入などにより対応してきたところ  
である。

しかしながら、経済社会の構造変化によ  
り、労働者の就業意識の変化、働き方の多様  
化が進展し、成果等が必ずしも労働時間の  
長短に比例しない性格の業務を行う労働者  
が増加する中で労働者が創造的・専門的能  
力を発揮できる自律的な働き方への更なる  
対応が求められるなど、労働時間制度全般  
に係る検討を行うことが必要となっている。  
特に、労働時間規制の適用除外については、  
平成16年の裁量労働制の改正に係る施行  
状況を把握するとともにアメリカのホワイト  
カラー・エグゼンプション等について実  
態を調査した上で検討することが求められ  
ている状況にある。

一方、週労働時間別の雇用者の分布をみ  
ると、いわゆる『労働時間分布の長短二極  
化』が進展するとともに、年次有給休暇の取  
得日数の減少及び取得率の低下傾向が続き、  
過重労働による脳・心臓疾患の労災認定件  
数も増加している。」

職場に成果主義による人事管理が取り入  
れられていることをはじめとして、働き方  
の変化に合わせた新たな労働時間法制の方  
向を決めるのがこの研究会の仕事である。

また小泉改革の一環である「規制改革・民間  
開放推進3か年計画」に盛り込まれた、労働  
時間規制の適用除外の拡大策を具体化する  
という使命を帯びている。

## 「新しい自律的な」労働時間制度とは

報告書は従来の労働時間法制と効果をレ  
ビューして、年次有給休暇の取得率の低さ、  
本来臨時的なものであるべき時間外労働の  
常態化などの問題点を指摘してその対策を  
求めるなどとともに、現在の裁量労働制な  
どの枠におさまらない「新しい自律的な労  
働時間制度」の創設を提唱している。

この「新しい自律的な労働時間制度」の対  
象となる労働者について次のような要件を  
定め、労働時間に関する規定を適用除外す  
ることを提案している。

### (1) 勤務態様要件

i) 職務遂行の手法や労働時間の配分につ  
いて、使用者からの具体的な指示を受け  
ず、かつ、自己の業務量について裁量が  
あること。

ii) 労働時間の長短が直接的に賃金に反映  
されるものではなく、成果や能力などに  
応じて賃金が決定されていること。

### (2) 本人要件

i) 一定水準以上の額の年収が確保されて  
いること。

ii) 労働者本人が同意していること。

### (3) 健康確保措置

### (4) 導入における労使の協議に基づく合意

「対象者の具体的イメージ」として上げら  
れているのは、

イ 企業における中堅の幹部候補者で管理監督者の手前に位置する者

ロ 企業における研究開発部門のプロジェクトチームのリーダー

である。

さて、これらの要件に当てはまる労働者について適用が除外されるとすると、その実効はどのように確保されるのだろうか。

たとえば「裁量」については、「職務遂行の手法や労働時間の配分（使用者による一律の出退勤時刻の設定がされないことだけでなく、あらかじめ決められた出勤日数の枠内での出勤日と休日の設定についての選択も含む。）について、幅広くその労働者の裁量に任されていること」とされるが、様々な職種についてその裁量の基準を定めるには、詳細な行政解釈を示した通達文書が必要となろう。ということは、ある労働者について違法か適法かを判断するために見解が分かれたりすることになる。

また、本人要件として「一定水準以上の額の年収」が確保されているという条件の具体的な額として、「通常の労働時間管理の下で働いている労働者の年間の給与総額」を下回らないというのが通常とされているが、この水準は要注意といえよう。幅広く認める制度にするというのなら水準が高くてはいけないことになり、職種によっては事業主の賃金抑制策の大きな武器になることだろう。

逆に高く設定されるなら相当限定された職種での導入につながることになる。

この研究会での議論が話題を呼んだのは、アメリカのホワイトカラー・エグゼンプ

ションの日本版を作ろうという経営者団体の意向がその発端にあったということだった。報告書では、日本には当てはまらないとしてそのままの導入議論はされていないが、より効率的に労働力を活用する経営者団体の意向は、この「新しい自律的な労働時間制度」の創設という成果として現われたとってよいのだろう。

### 注目される労働政策審議会の議論

この報告書をもとにこの2月8日、厚生労働大臣は労働政策審議会に労働時間法制の在り方について諮問を行ったところである。今後厚生労働省の事務局による叩き台をもとに、同審議会で議論されることとなるが、これからの日本の労働者の働き方に大きな影響を及ぼす法改正を目指すものとなるだけに大いに注目する必要があるだろう。

## 今後の労働時間制度に関する研究会報告書(概要)

### 現状認識と今後の展望

○ サービス産業の成長等により、ホワイトカラー労働者の比率が高まる。

※ いわゆる「ホワイトカラー労働者」は2,954万人(全体の55.2%) (平成16年)

○ 特に30歳代の男性を中心に、週60時間以上働く者の割合が増加し、年次有給休暇の取得率の低下や取得日数も減少。

※ 30歳代男性は、4人に1人(23.8%)が週60時間以上働いている(平成16年)。

○ 企業間競争の激化等により、技術革新のスピードが加速し、製品開発のスピード・質が求められている。

○ 高付加価値かつ創造的な仕事の比重が高まり、企業組織も見直す(スタッフ職の活用等)。

○ 個々の労働者に対する目標管理制度を導入し、賞金制度も年俸制や成果主義賞金が浸透。

※ 年俸制導入企業は全企業のうち13.7%(平成16年)

○ ホワイトカラー労働者の増加と働き方の多様化が進み、その中でも、自律的に働き、かつ、労働時間の長短ではなくその成果や能力などにより評価されることがふさわしい労働者が増加

- (1) 所定外労働の削減や年次有給休暇の取得促進を図ることが必要
- (2) 労働者個人の事情に即した働き方の選択ができるよう、現行制度の見直しとともに、新たな労働時間の管理の在り方を検討
- (3) その際、心身の健康への影響を未然に防ぐための措置が必要

### 見直しの方向性

◎ すべての労働者が、個人の選択によって、生活時間を確保しつつ、仕事と生活を調和させて働くことを実現するという観点からの検討を行うとともに、その中でも「自律的に働き、かつ、労働時間の長短ではなく、成果や能力などにより評価されることがふさわしい労働者」について現行の労働時間制度では十分に対応できていない部分を検証した上で、労働時間制度全般について、運用や制度そのものの見直しを行うことが必要

◎ 見直しに当たっては、当面対応すべき課題と中長期的観点に立って対応すべき課題に区別するなどした上で、制度の活用状況等を含めた実態について考慮の上、検討を進めることが適当

◎ 心身の健康であることは全ての労働者にとってその能力発揮の大前提であることから、  
 (1) 所定外労働の削減  
 (2) 年次有給休暇の取得促進  
 (3) 新たな労働時間管理の在り方の検討に当たっては、心身の健康確保を図るために必要な措置を十分に検討すること等が求められる

◎ 企業の実態に応じて制度を設計する場合には、企業における労使自治による制度の設計が可能となるようにすべきであり、その前提として、各事業場において、労使が実質的に対等な立場で議論できるようにしていることが必要

### 新たな労働時間制度の在り方

生活時間を確保しつつ仕事と生活を調和させて働くことを実現するための見直し

自律的に働き、かつ、労働時間の長短ではなく成果や能力などにより評価されることがふさわしい労働者のための制度

【年次有給休暇】  
 ○ 取得率が低下し、計画付与制度の利用も低い  
 ○ 7割の労働者が取得にためらいを感じる

【時間外・休日労働】  
 ○ 本来臨時的なものであることを周知徹底  
 ○ 時間外労働をさせることができる限度基準が定められている

【その他】  
 ○ フレックスタイム制は中小企業をはじめ導入が進んでいない  
 ○ 事業場外みなし制の見直しを求められている

【裁量労働制】  
 ○ 業務の遂行手段や時間配分について裁量性の高い業務について、労使であらかじめ定めた時間を働いたものとする制度

【管理監督者】  
 ○ 企業経営上の必要から事業経営の管理者的立場にある者は、労働時間規制を適用除外している制度(深夜業に関する規定は適用)

○ 使用者が労働者の時季指定を補充する仕組みを検討  
 ○ 時間単位の取得などの取得促進策の検討等

○ 一定の時間数を超える時間外労働については、  
 ・ 割増賃金に加え、代償休日等の義務付け  
 ・ 通常よりも高い割増率を義務付けを検討等

○ フレックスタイム制は、中小企業における好事例の収集・提供等  
 ○ 事業場外みなし制は、みなし労働時間の計算方法を見直し

【新しい自律的な労働時間制度】  
 ○ より自由で弾力的に働くことにより、自らの能力を十分に発揮できると納得する場合には、労働時間規制に関わらず、働くことができることを選択することができる制度

○ 裁量労働制は制度及び運用の改善を検討  
 ○ 管理監督者については要件の明確化や適正化を図るとともに、深夜業に関する規定の適用除外の可否も検討

※  
 ※  
 【対象者の具体的なイメージ】  
 (1) 中堅の幹部候補者で管理監督者の手前に位置する者  
 (2) 研究開発部門のプロジェクトチームのリーダー

# 100万人署名達成！ なくせアスベスト被害

石綿救済新法の国会審議開始でロビー活動やデモ行進を実施



30日の集会でアピールする「患者と家族の会」中央は筆者の中村寛寛さん

昨年6月29日の毎日新聞大阪本社スクープ記事により、日本国中、いや世界にも発信された「クボタショック」。まさに平成のアスベスト公害？そのものではないでしょうか。

今まで一般的には想像もし得なかった工場の塀の外でのアスベストによる健康被害者が出ていた事は衝撃的な事でした。しかし旧環境庁(環境省)は1972年に外国の論文を集めています。その中に「石綿製品製造工場の周辺住民にアスベストによる中皮腫の被害者が発生している」という英国の論文を入手していました。そのような危険性を知りながら国民に知らせる事も無く、その後も輸入し加工・製造して消費し続けてきました。それが今の被害者の拡大に繋

がっている事は言うまでもありません。

このような中「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」は、石綿対策全国連絡会議が主催する「アスベスト対策基本法の制定、すべての被害者の補償を求める請願署名」という100万人署名に参加して来ました。関西では昨年10月29日の、ひょうご支部:新長田駅前での街頭署名に始まり、尼崎駅前、奈良王寺駅前、大阪難波駅前などの街頭署名に加え、草の根運動でも沢山の署名が集まりました。

1月23日、衆議院第二議員会館において「100万人署名達成!なくせアスベスト被害、国会緊急集会」が開催されました。この日までに目標を大きく上回る146万1730筆の署名が確認されました。10

0名強収容の会場に約250人以上の方々の参加がありました。

国会緊急集会は石綿対策全国連絡会議・古谷杉郎事務局長の司会・挨拶から始まり挨拶の中で署名運動の趣旨と署名の集約の結果などが報告され、民主、共産、社民各党の国会議員に衆・参両院議長への提出をお願いしました。国会議員も民主党（議院9名、代理秘書23名）、日本共産党（議院3名、代理秘書6名）、社民党（議院2名、代理秘書2名）と多数参加しました。各党の代表が挨拶して、国会開催中の為に途中退場となりました。その後、名取先生の挨拶、患者、遺族の代表が話をして閉会。閉会后、熱意ある議員の紹介で患者と家族の会の会員は4、5名ずつのグループに分かれて関係国会議員（環境委員・予算委員）の部屋に要請行動を行いました。

翌24日も患者と家族の会の有志が前日に続き、国会議員に要請行動を行いました。要請行動をしている時に真剣に話を聞いてくれる議員もかなりいました。また部屋に通してくれて話を聞いてくれた議員もいました。

1月30日は日比谷公会堂において「100万人署名達成！なくせアスベスト被害、国民決起集会」が開催されました。こちらの会場も1900人収容の公会堂に2500人の参加があり、座れず立ち見が出る盛況ぶりでした。

12時から受付開始。ビデオ上映。バンド演奏（全建総連有志）。

13時 開会、富山洋子代表委員

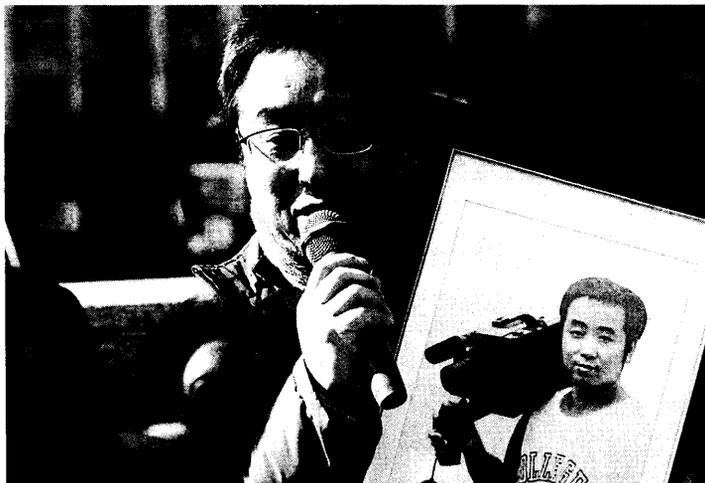
（日本消費者連盟代表運営委員）、伊藤彰信事務局長（全港湾書記長）の司会で始まりました。佐藤正明全建総連書記長の主催者挨拶に続き来賓の民主党、日本共産党、社民党、連合、ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議、東京弁護士会公害・環境特別委員会の挨拶、全国労働組合総連合のメッセージ紹介がありました。

基調報告は古谷杉郎事務局長がされました。「今後のアスベスト問題の取り組み」「全ての被害者に公正な補償の実現」「このアスベスト問題に世界中が注目している事」「約3ヶ月で集まった署名は国民の声である」「今後数十年続くアスベスト問題には国民全体で取り組んで行かなければならない」このような話がありました。国会議員の熱弁などで時間が短縮された基調報告になりました。

次に「患者・家族の訴え」という発言の時間を頂き、中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会、会長・斉藤文利さん、同関西支部世話人・中村實寛（筆者）、全建総連神奈川県



会場前でも訴える関西からの参加者たち



街頭で救済を訴えるクボタ周辺住民被害者の遺族・武澤泰さん

説労働組合連合会相模原支部組合員・森繁信氏の奥様、尼崎クボタ旧神崎工場周辺住民のご遺族・武澤泰さん、荻野ゆりかさんが発言し訴えました。集会アピールとして、旧国鉄労働者被害者のご遺族・加藤麻衣さんの朗読があり、閉会の挨拶と続き決起集会は終わりました。

その後、参加者全員で日比谷公会堂から国会までの「100万人署名達成！請願デモ行進」を決行しました。各団体に分かれてのデモ行進でしたが、総勢2500人のデモ行進は迫力がありました。まず石綿対策全国連絡会議の「アスベスト対策基本法の制定・すべての被害者の補償を求める・100万人署名運動実施中」の横断幕を先頭に、続いて中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会がプラカードや遺影を掲げて「全てのアスベスト被害者を救え」「国とアスベスト企業は責任を取れ」「アスベスト対策基本法を作れ」など、シュプレヒコールをしながら行進しました。他の団体も続き長い長い行進になりました。衆・参両議員面会所前で、

それぞれの議員にデモ参加者代表が「継続的なアスベスト対策の推進を求める請願」の要請書を渡し、議員共々シュプレヒコールをして散会場所に移動しデモ行進が終わりました。

デモ終了後再び 患者・家族の会は分担して議員に要請行動を行いました。

翌31日は国会で衆議院環境委員会と衆議院本会議を患

者・家族の会有志で傍聴しました。

そして2月3日、衆議院に続き参議院でも可決されて法案が成立しましたが内容の薄い法案になりました。「隙間無く公平に救済する」と、する政府の見解ですが、この法案には、まだまだ積み残した課題が沢山あります。積み残しのままの見切り発車も良い所です。私たちには、この走り出した列車に積み残した課題を積み込む作業が残っています。また今後 検証し直し早急に見直しを求めて行かなければなりません。

最後になりましたが、署名の集約が発表されましたのでご報告いたします。

最終署名総数1,869,017筆と目標を大幅に更新しました。

皆様方のご協力に感謝いたします。ありがとうございました。

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会・関西 中村寛

# ——決意。 私たちが国を、新法を変えていくのだ

荻野 ゆりか

2006年1月30日に、「100万人署名達成！なくせアスベスト被害」国民決起集会が東京の日比谷公会堂で行われ、その後、国会請願・デモ行進が行われました。

私の母は、クボタの旧神崎工場の近くに約20年間、住み続け48歳で中皮腫により亡くなりました。母は未成年の妹と弟の三人暮らしでした。集会では石綿新法の不十分さと、国と企業に対する怒りを訴えました。その日2000人の予定が約2500人も集まり、私は一人じゃないんだ、仲間が大勢いるんだととても実感しました。

デモ行進では、1月だというのに春を感じさせるような気候で雨や雪などなく、皆さんも行進しやすかったのではないのでしょうか？ただ、驚いた事は国会議事堂付近になると「請願行進」となりプラカードなどを下げなければならない事でした。議事堂の前ではなぜ表現の自由さえ許されないのかと、疑問に思いました。

しかしもっと驚いたのは小池環境大臣の事です。昨年11月26日、大臣は尼崎に



来て私たち患者と家族の会と面会されました。記者会見の後「崖から飛び降りますからね」と発言しました。しかし1月27日環境委員会での質疑。小池環境大臣は「そんな事言ってませんよ」・・・。

私たちはこんな大臣に、新法を委ねていたのかと思うと、本当に情けなくなりました。怒りを乗り越えてあきれた感覚です。あの二枚舌は許せない。

私はこの時、改めて決意しました。こんな国なんかに任せていけない！私たちが国を、新法を変えていくのだと。でも私一人ではできません。多くの方たちと御一緒に、これからも頑張っ

# 反対無視し、石綿新法成立

## 明らかになる 石綿被害の全貌と企業・国の責任

1月の通常国会に政府が提出した「石綿による健康被害の救済に関する法律案」（石綿新法）と「石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律案」（既存アスベスト対策として大気汚染防止法、廃棄物処理法、建築基準法、地方財政法を一括改正）が成立した。

労災以外の被害者と労災時効遺族の救済を内容とする石綿新法は与党などの賛成多数、4法一括改正案については社民党等以外の賛成多数によって可決、石綿新法による救済給付などの申請受付は3月20日から始まることになった。

昨年10月以降、石綿対策全国連絡会議が6項目の請願事項をまとめた100万人署名運動が全国で展開され、石綿新法批判と石綿総合対策を求める声が沸き上がったが、政府与党はこれを無視し欠陥立法を強行した。

一方、尼崎クボタ旧工場周辺や大阪・泉州地域をはじめとするアスベスト公害、潜在していたアスベスト労災といったアスベスト被害の全貌が次々に明らかになりつつある。新法救済のための中皮腫、肺ガンについ

ての認定基準設定と合わせて労災認定基準が改正された。特に中皮腫については明確に緩和されるため、認定件数はさらに相当増加するとみられる。

こうした被害の社会的顕在化とともに企業、国などの行政の責任追及、日本のアスベスト問題の真相究明が進むと考えられる。同時に欠陥・石綿新法が早期に見直しを迫られることも必至といえよう。

アスベスト問題は新たな段階に入った。

労災以外の被害者救済に端緒が開かれたこと、労災認定基準が緩和されたこと、中皮腫にかかる労災通院費が支給されるようになったこと、船員に対する健康管理制度が発足したことなど、尼崎クボタ公害事件発覚以降の運動は一定の成果を上げてきた。しかし、取り組むべき課題は多い。被害者とともにさらに運動を強化していくことが求められている。

### 欠陥新法

石綿新法は「労災以外の被害者の救済」「時効で労災補償が受けられなくなった遺族





イ 石綿セメント又はこれを原料として製造される石綿スレート、石綿高圧管、石綿円筒等のセメント製品

ウ ボイラーの被覆、船舶用隔壁のライニング、内燃機関のジョイントシーリング、ガスケット（パッキング）等に用いられる耐熱性石綿製品

エ 自動車、捲揚機等のブレーキライニング等の耐摩耗性石綿製品

オ 電気絶縁性、保温性、耐酸性等の性質を有する石綿紙、石綿フェルト等の石綿製品（電線絶縁紙、保温材、耐酸建材等に用いられている。）又は電解隔膜、タイル、プラスター等の充填剤、塗料等の石綿を含有する製品

(4) 石綿の吹付け作業

(5) 耐熱性の石綿製品を用いて行う断熱若しくは保温のための被覆又はその補修作業

(6) 石綿製品の切断等の加工作業

(7) 石綿製品が被覆材又は建材として用いられている建物、その附属施設等の補修又は解体作業

(8) 石綿製品が用いられている船舶又は車両の補修又は解体作業

(9) 石綿を不純物として含有する鉱物（タルク（滑石）等）等の取扱い作業

(10) 上記(1)から(9)までに掲げるもののほか、これらの作業と同程度以上に石綿粉じんのばく露を受ける作業

(11) 上記(1)から(10)の作業の周辺等において、間接的なばく露を受ける作業

## 第2 石綿による疾病の取扱い

### 1 石綿肺（石綿肺合併症を含む。）

石綿ばく露作業（前記第1の2の(1)から(11)までに掲げる作業をいう。以下同じ。）に従事しているか又は従事したことのある労働者（以下「石綿ばく露労働者」という。）に発生した疾病であって、じん肺法（昭和35

年法律第30号）第4条第2項に規定するじん肺管理区分が管理4に該当する石綿肺又は石綿肺に合併したじん肺法施行規則（昭和35年労働省令第6号）第1条第1号から第5号までに掲げる疾病（じん肺管理区分が管理4の者に合併した場合を含む。）は、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）別表第1の2（以下「別表第1の2」という。）第5号に該当する業務上の疾病として取り扱うこと。

### 2 肺がん

(1) 石綿ばく露労働者に発症した原発性肺がんであって、次のア又はイのいずれかに該当する場合には、別表第1の2第7号7に該当する業務上の疾病として取り扱うこと。

ア じん肺法に定める胸部エックス線写真の像が第1型以上である石綿肺の所見が得られていること。

イ 次の(ア)又は(イ)の医学的所見が得られ、かつ、石綿ばく露作業への従事期間が10年以上あること。ただし、次の(イ)に掲げる医学的所見が得られたもののうち、肺内の石綿小体又は石綿繊維が一定量以上（乾燥肺重量1g当たり5000本以上の石綿小体若しくは200万本以上（5 $\mu$ m超。2 $\mu$ m超の場合は500万本以上）の石綿繊維又は気管支肺胞洗浄液1ml中5本以上の石綿小体）認められたものは、石綿ばく露作業への従事期間が10年に満たなくとも、本要件を満たすものとして取り扱うこと。

(ア) 胸部エックス線検査、胸部CT検査等により、胸膜ブランク（胸膜肥厚斑）が認められること。

(イ) 肺内に石綿小体又は石綿繊維が認められること。

(2) 石綿ばく露作業への従事期間が10年

に満たない事案であっても、上記(1)のイの(ア)又は(イ)に掲げる医学的所見が得られているものについては、本省に協議すること。

### 3 中皮腫

(1) 石綿ばく露労働者に発症した胸膜、腹膜、心膜又は精巣鞘膜の中皮腫であって、次のア又はイに該当する場合には、別表第1の2第7号7に該当する業務上の疾病として取り扱うこと。ア じん肺法に定める胸部エックス線写真の像が第1型以上である石綿肺の所見が得られていること。

イ 石綿ばく露作業への従事期間が1年以上あること。

(2) 上記(1)に該当しない中皮腫の事案については、本省に協議すること。

### 4 良性石綿胸水

石綿ばく露労働者に発症した良性石綿胸水については、石綿ばく露作業の内容及び従事歴、医学的所見、療養の内容等を調査の上、本省に協議すること。

### 5 びまん性胸膜肥厚

(1) 石綿ばく露労働者に発症したびまん性胸膜肥厚であって、次のア及びイのいずれの要件にも該当するものは、別表第1の2第4号8に該当する業務上の疾病として取り扱うこと。ア 胸部エックス線写真で、肥厚の厚さについては、最も厚いところが5 mm以上あり、広がりについては、片側にのみ肥厚がある場合は側胸壁の1/2以上、両側に肥厚がある場合は側胸壁の1/4以上あるものであって、著しい肺機能障害を伴うもの

イ 石綿ばく露作業への従事期間が3年以上あること。

(2) 上記(1)のアの要件に該当するものであって、かつ、イの要件に該当しないびまん性胸膜肥厚の事案については、本省

に協議すること。

## 第3 認定に当たっての留意事項

### 1 中皮腫について

中皮腫は診断が困難な疾病であるため、臨床所見、臨床検査結果だけでなく、病理組織検査に基づく確定診断がなされることが重要である。また、確定診断に当たっては、肺がん、その他のがん、結核性胸膜炎、その他の炎症性胸水、などとの鑑別も必要となる。

このため、中皮腫の業務上外の判断に当たっては、病理組織検査記録等を収集し、確定診断がなされているか確認すること。

なお、病理組織検査が行われていない事案については、臨床所見、臨床経過、臨床検査結果、他疾患との鑑別の根拠等を確認すること。

### 2 びまん性胸膜肥厚について

ア びまん性胸膜肥厚は石綿ばく露に起因するものの他、関節リウマチ等の膠原病に合併したものの、薬剤によるものの、感染によるもの等石綿ばく露と無関係なものもある。

このため、びまん性胸膜肥厚の業務上外の判断に当たっては、その診断根拠となった臨床所見、臨床経過、臨床検査結果等の資料を収集し、石綿による診断が適正になされていることを確認すること。

イ びまん性胸膜肥厚が業務上疾病として療養の対象となる要件として、上記第2の5の(1)の(ア)で「著しい肺機能障害を伴うこと」としたが、これは、じん肺法第4条でいう「著しい肺機能障害」と同様であること。

### 表1 労災補償と新法による救済の比較

配偶者と子供一人(被扶養者2人)・賞与除く年収500万円世帯の場合

	労災補償	新法による救済		労災時効事例の救済		認定基準に係る救済
		右以外	法施行前死亡事例	死亡事例	生存事例	
財源	労災保険料	石綿健康被害救済基金(一般+特別拠出金)		労災保険料		【救済なし】
実施機関等	政府 労働基準監督署	(独)環境再生保全機構 機構事務所、地方環境事務所、保健所		厚生労働大臣 労働基準監督署		
想定件数	新法救済の想定が石綿被害者全体の50%なので同じく最大年1,500件程度(労災側の想定ではない)	最大年1,500件程度(約90億円)	最大1万件弱(約300億円)	年約2,800件×3年(労災側の想定)		? (さほど多くない)
適用期間等	基本的に初診日に遡って適用、「認定の有効期間」の定めなし	▼申請日からの適用、認定の有効期間5年(治る見込みなければ更新可能)	【施行後3年間の時限措置】	【施行後3年間の時限措置】	【救済なし】	◆近づく改訂される予定の新労災認定基準「認定基準」によれば認定されるにも関わらず、過去に日雇職認定基準に基づき認定された事例の救済については何もふらふらされていない
対象疾病	中皮腫、肺がん、石綿肺、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚、その他石綿曝露業務に起因することの明らかな疾病	▼指定疾病=①中皮腫、②肺がん、③その他石綿を吸入することにより発生する疾病であって「政令で定めるもの」(定めなし)		▼指定疾病(左欄①~③)、④その他厚生労働省令で定める疾病		
医療費	全額補償	▼自己負担分	◆なし	◆時効分の救済なし		
通院費	原則実費全額補償	◆なし	◆なし	◆時効分の救済なし		
休業補償	月額約33万円(平均賃金の80%)	▼療養手当として一律月額約10万円	◆なし	◆時効分の救済なし		
葬祭料	約82万円(平均賃金の30日分+31.5万円または60日分)	▼一律約20万円(時効2年=労災の場合と同じ)	▼一律約20万円	◆なし	—	
遺族一時金	一律300万円(十年金の支給対象とならない遺族には約1,370万円(平均賃金の1,000日分)の一時金)	◆▼法施行日前罹患者が施行後2年以内に死亡し、医療費+療養手当支給総額が右欄の280万円に満たない場合に限り、差額を調整金として支給	▼一律280万円の特別遺族弔意金	◆▼年金の支給対象とならない遺族に特別遺族一時金1,200万円		
遺族年金	約275万円(被扶養等遺族1人で平均賃金の153日分、2人201日分、3人223日分、4人以上245日分) ▼時効救済の場合の240万円に満たない低額労災年金受給者多数	◆なし	◆なし	▼「遺族の人数の区分に応じて1人240万円~4人以上330万円の特別遺族年金		
就学援護費	保育園・小学校で月額12,000円~大学38,000円	◆なし	◆なし	◆なし		

◆救済の「隙間」、▼「公正」さを欠く点

# 前線から

## 短期で発症した眼精疲労 に労災認定

大阪

両眼の眼精疲労、乾燥性角膜炎などで労災の療養補償給付を求めているTさんの労災が認められた。

Tさんは、情報システム関連業務で大手電気会社に派遣されていた。業務時間中はほとんどパソコン作業であったが、残業もほとんどなく、問題なく3年以上働いていた。あるとき、所属課の上司の昇格試験の資料や会議資料の作成の仕事を命じられ、急ぎの仕事で、日常業務に割り込ませておこなったが、始めて1週間ほどで眼痛がおり、眼精疲労などと診断された。残業時間としては資料作成をした約3週間の間に22時間ほどで多くはなかったが、上司の昇給に関わる資料など非常に気を使うものであり、相当上司から細かい指示があって何度も作り直したことなどスト

レスが高かった。また、資料の字も細かく、6-8ポイントの字を倍率300%に拡大して作業し、全体の配置を確かめるために70%にするということを繰り返した。作成した資料は700枚、積み重ねると7-8cmの高さになった。さらに資料の更新のためのプログラミング作業も行った。

Tさんは眼科に行った後、業務でなったものであるので、派遣元に労災申請を依頼したが断られた。その後、労災は本人申請であることを知り、再度派遣元に労災請求を依頼し、なんとか書類をもらった後も、派遣元より労災申請やめるよう説得された。そうこうするうちに、派遣先の上司は契約更新を望んでいたにもかかわらず、派遣元から3月末での雇い止めとされ

た。

これについてTさんはもちろん納得がいかず、派遣労組に相談した。派遣元との団体交渉中に労災についても認定されたいとセンターを訪ねてきた。

すでに療養補償の請求書を病院に提出していたので、請求が管轄の監督署に回ってくるまでに、業務負担を証明できる資料を作成した。本人の申立書、勤怠や契約書などを用意、さらに業務量を分かってもらうために、仕事で作成した資料を打ち出して重ねたものを厚みが分かるように横から写真に撮った。分量が目で分かりインパクトがあったと思う。管轄の大阪中央労働基準監督署が調査を始めるとそれら資料を提出した。認定についてはやはり本省協議となり、約1年と時間はかかったが認定された。

しかし、短期の業務による発症であり、さほど長時間業務ではなく労働密度とストレスによる負荷が評価されたことは画期的であったと思う。

# アスベスト報道ダイジェスト 2006年1月

1/3 熊本県は中小企業がアスベストを除去する際の融資制度などを盛り込んだ独自の対策を決定、4日から実施する。使用が確認された施設の飛散防止措置を促すため、県独自の助成制度で対策する。

1/6 政府が通常国会に提出するアスベスト健康被害の救済に関する法案の全容が明らかになった。国が対象疾病と認定基準を定めた上で、認定患者やその遺族に給付金を支給。法施行前に死亡した労災対象外の患者の遺族には特別遺族弔慰金と特別葬祭料を給付するが、その申請期間は法施行日から3年間と規定した。

1/10 昨年8月から10月までの間に、全国の労働基準監督署を通じて実施した厚生労働省の調査で、アスベストが使用されている建物の解体現場1280カ所のうち、約13%の計166カ所で何らかの不備があり、5.5%にあたる71カ所で、作業員に石綿の有害性などの教育を全くしていないなどの法令違反があったことが分かった。

環境省は非飛散性のアスベスト廃棄物を無害化处理する実証試験を北九州市戸畑区の新日本製鉄八幡製鉄所で開始し、報道関係者に試験の様態を公開した。

1/11 アスベストによる健康被害問題で、環境省と厚生労働省の検討会は、肺がん患者の認定基準を決めた。労災制度では救えない患者が対象で、一定量以上の石綿繊維を吸引したことなどが基準。また、石綿の吸引が確認できなくとも、肺などを包む胸膜が厚くなる症状（胸膜プラーク）と肺が硬くなる症状（線維化）が確認できれば基準を満たしたとみなすことも決めた。

1/12 経済産業省原子力安全・保安院は、昭和40年代中ごろまで採掘していた国内31の石綿鉱山の跡地の実態調査結果を発表。北海道、岩手、福島、新潟、埼玉、静岡、島根、山口、熊本、長崎の1道9県で調査したが、鉱山跡地の多くでは植物が茂り、大気中の石綿粉じんの濃度も1リットル中0.5本以下。同省は「石綿粉じんが飛散する恐れは極めて少ない」としている。

社会保険庁は所管の社会保険事務所や病院、厚生年金会館などの年金福祉施設でのアスベストの使用状況を発表。調査対象948カ所のうち85カ所で石綿使用、うち47カ所はすでに措置が済み、調査中の27カ所を除く残り11カ所も、現在工事中か、工事予定が決定済み。

1/13 中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会は、患者や家族の生活実態調査を行い、結果を公表した。労災認定を受けたものの、石綿作業に従事した当時の給与を基にした補償のため生活できず、生活保護を受けているとの回答もあり、同会は改善を求めている。40人から回答を得たうち、月の収入が減ったと回答した人は31人で、減少額は20万～30万円が9人と最多。対応は「預金の取り崩し」が25人、「生活費の切り詰め」が20人で大半を占めた。37人の入院経験者の期間は1回約

2カ月で平均4回。通院費が月16万円というケースも。また健康食品や漢方薬などに頼る患者が多く最高額は400万円だった。

アスベストによる健康被害者の救済新法案が20日開会の通常国会で審議されるのを前に、労災に準じた補償などを求める署名活動も大詰め、尼崎市のJR尼崎駅前で、支援団体などが訴えた。15日にはJR芦屋、元町、明石、加古川の各駅と山電姫路駅周辺でも署名を呼びかける。

徳島県が、県内の中小企業を対象にした無利子の貸付金制度「緊急アスベスト）除去対策資金」の利用を呼び掛けている。昨年10月に制度を創設して以降、これまでの利用は1件となっている。融資の受付期間は三月末まで。

1/16 解体のためインドに向かっていた仏退役空母クレマンソーのスエズ運河通過に、エジプト政府が待ったをかけた。エジプト当局は11日、有害廃棄物の国際移動を規制するバーゼル条約が定める移動書類が提出されていないとして運河通過を禁じた。仏政府の強い要請でエジプト当局は15日、同艦の通過を認めた。クレマンソーはインド西部で解体される予定で昨年末にフランスを出港したが、インド最高裁は6日、同艦の入港禁止を支持する意見を出しており、目的地にたどりつけるかは不透明。環境団体は数百トンのアスベストが残留していると指摘し、インド国内では「解体作業員が危険にさらされる」との批判が強まっている。

1/17 政府はアスベストによる健康被害者救済のための新法案を自民党に示し、了承された。

クボタ旧神崎工場のアスベスト被害をめぐる、参院環境委員会の福山哲郎委員長ら8人が尼崎市役所を訪れ、白井文市長やクボタ、患者らと面談する。「石綿による健康被害の救済に関する法律案（仮称）」が通常国会へ提出されるのを前に、行政や企業、患者と遺族らの要望を直接聞き、同委員会での法案審査に役立てる狙い。

香川県は2月1日から全面施行する「県アスベストによる健康被害の防止に関する条例」の説明会を高松市番町の県社会福祉総合センターで開催。解体業者や建物管理者らに、被害防止に向け条例に沿った適正な措置を呼び掛けた。

1/18 石綿対策全国連絡会議は石綿による健康被害対策の充実を求める署名が、目標の100万人分に達したことを明らかにした。同連絡会議は、新法案では内容が不十分と指摘しており署名を国会に提出する。30日には東京都千代田区の日比谷公会堂で集会を開く。

アスベスト製品の全面禁止を検討してきた厚生労働省の検討会は、石綿製品の製造、使用などを原則禁止とし、新設の設備への使用は認めないとする報告書をまとめた。それをうけ、厚生労働省はアスベスト製品の使用製造などの全面禁止について、今夏をめどに労働安全衛生法施行令を改正して来年度中に施行する方針を決めた。現

時点では代替化が難しい5製品については、現在使われているものに限り当面例外的に認めるが、08年度までに代替化を目指す。

国際労働機関（ILO）は仕事でアスベストを吸い込んだことが原因で、肺ガンや中皮腫を発病し死亡する人は世界全体で年間10万人に達するとの推計を公表。日本については、2010年までに最大1万5600人が死亡するとの環境省の試算を示している。報告書が、日本とともに深刻な被害に言及したフランスでは、1995年までの30年間に3万5000人が死亡し、今後25年でさらに6万-10万人が死亡するとの推計を示している。また、今後は老朽化した大型船の解体作業でもアスベスト被害が拡大すると指摘。バングラデシュ、中国、インドなどの国に対する、国際的な技術支援などが必要—との考えを示した。

沖縄県、沖縄駐留軍離職者対策センター、沖縄労働安全衛生センターが那覇市内で意見交換し、今後のアスベスト被害相談について連携して支援することを確認。離職者対策センターには、05年12月1日に設置した元基地従業員を対象とした相談窓口が今月17日までで79件の相談があった。うち8件は深刻な事案で、労働安全衛生センターを紹介。約10件は時効のため申請できない事案。今後も定期的に会合を開く。

福井県内でこれまで、2人が中皮腫、もう1人が肺がんで死亡したとして、3人の遺族から労働災害請求が出ていることが分かった。福井労働局が「福井地方労働審議会労働災害防止部会」で明らかにした。

1/20 政府はアスベストによる健康被害者を救済する「石綿による健康被害の救済に関する法律」（石綿救済新法）案と被害防止関連4法の改正案を閣議決定。同日開会した通常国会に提出した。1月中に成立させ、今年度中に救済対象者の申請受け付けを開始する。

アスベスト製品の代替化の促進策を検討してきた経済産業省の検討会は、代替が困難な石綿製品として、化学工場で配管の接続部分に使われるシール材など22部位を特定した報告書をまとめた。原子力発電所の製品の代替については可能と結論付けた。経産省は来年度から、代替化実証試験の補助金制度を設け、07年度中に22部位の代替化にもめどをつける方針。

車の修理時に無断で取り付けられたアスベストを含む部品が燃え、飛散した石綿を含む大量の煙を吸わされたとして、大阪府守口市の男性会社員が「大阪日産自動車」を相手取り、精神的不安への慰謝料など約170万円を求める訴訟を近く大阪地裁に起こす。

1/22 アスベストが原因で健康被害を受けた患者の救済に取り組む「大阪じん肺アスベスト弁護団」は、弁護団会議を開き、4月にも国を相手に国家賠償請求訴訟を起こすことを決めた。救済法対象外の患者や遺族らを中心に原告を広く集め、厚生労働省や環境省の不作為に対する法的責任を明確にするとしている。

アスベストに関係する疾患について東京の

専門医らが患者や家族の相談に応じる医療 労災相談会が札幌市内であり、患者や遺族20人以上が訪れた。「中皮腫 じん肺 アスベストセンター」所長の名取雄司医師らが相談に応じた。

1/23 アスベスト被害者の救済新法案について、石綿対策全国連絡会議は、労災補償に時効を適用しないことや、すべての被害者が労災に準じた補償が受けられる制度づくりなどを求める約146万人分の署名を集め、関係国会議員に衆参議長への提出を依頼した。同日、衆院第2議員会館で開かれた緊急集会には、中皮腫の患者や石綿による病気で家族を亡くした遺族ら約250人が参加した。

1/24 大阪府堺南市にあった旧 昭和耐熱の工場で30年以上働き、自動車部品に使われるアスベスト織布の製造に関わり、肺がんで死亡した工場長の遺族が請求した労災申請を岸和田労働基準監督署は認め、遺族年金などの支給を決定した。

1/26 大気汚染防止法では届け出義務のないアスベストの含有率1%以下の吹き付け建材について、測定の誤差から実際は1%を超えていたり、現場で高濃度の石綿が飛散している実態が相次いでいることが「中皮腫・じん肺・アスベストセンター」に寄せられた情報で分かった。国のPRTR（環境汚染物質排出移動登録）制度では含有率0.1%以上を対象にしており、大防法もPRTRにあわせるべきだと指摘される。専門家は「業者による石綿の測定は方法の誤りや誤差が目立ち、小数点以下の数字はあまり信用できない」と指摘する。

1/30 環境省は来年度、アスベストによる健康被害が多発したクボタ旧神崎工場のある兵庫県尼崎市を中心に実施中の疫学調査を全国に拡大する。かつてアスベスト工場の集積していた大阪府南部など5都市・地域で調査を行いたい意向で、工場と周辺住民の健康被害との因果関係について実態解明を進める。

政府の石綿救済新法案では、被害者は十分な補償を受けられないと石綿がんの中皮腫患者や遺族、支援者ら約2500人が、東京 永田町の国会周辺をデモ行進した。患者らは、被害者らを含めた「石綿対策委員会」を内閣府に設置することなどを盛り込んだ「継続的な石綿対策の推進を求める請願」を衆参両院に提出した。

1/31 アスベストによる健康被害者を救済するための新法案が、衆院本会議で賛成多数で可決。参院での審議を経て、2月初旬にも成立する見通し。政府は3月中にも、給付金の申請受け付けを開始したい考え。民主党は、本会議前に開かれた衆院環境委員会、入通院の日数に応じた療養手当を加算するほか、遺児の就学援護などを盛り込むよう求め、修正案を提出したが、否決された。同委員会は、住民の健康相談など健康管理対策をとるよう求める付帯決議を全会一致で採択した。

日本のアスベストの消費量の累積が、90年代にドイツを抜き、米国に次ぎ第2位になった可能性があることが、米国の資料をもとにした早稲田大学の村山武彦教授の推計で分かった。村山教授は「代替化の取り組みなどに問題がなかったか、検証の必要がある」と問題提起している。

# 1月の新聞記事から

1/4 午前8時10分ごろ、御所市北窪の土地改良工事現場で、重機運転手がブルドーザーにひかれ死亡。自分の運転したブルドーザーを降りた後、ひかれたとみて原因を調査。

1/5 桑名市の三重ごみ固形燃料(RDF)発電所で2003年8月に発生した燃料貯蔵サイロの爆発事故で、現職4人を含む当時の県企業庁職員6人と、操業委託先の富士電機システムズと桑名市消防本部の当時の責任者ら9人が書類送検された。

1/6 研修医の労働環境は2004年に始まった新制度以後も、7人に1人は週90時間以上の激務を強いられることが、筑波大付属病院の前野哲博助教授らの調査でわかった。

1/7 ミウエストバージニア州トールマンビルのセイゴー炭鉱で12人が死亡した爆発事故で、同炭鉱の安全管理が軽視に批判の目。同炭鉱は昨年だけでも200件以上もの安全・衛生面での違反行為が指摘され、15回にわたって操業停止の処分を受けていた。00年以来、42人の労働者が事故で負傷、全国平均の倍。

1/10 関西空港沖の海上で、海難救助訓練中の海上保安官がヘリコプターでつり上げられた際、ロープが巡視艇に絡まり左腕を骨折した。国土交通省航空鉄道事故調査委員会は、航空事故に当たるとして調査官2人を派遣する。

1/11 岐阜県郡上市の東海北陸道で04年、トラックと乗用車が正面衝突し7人が死亡した事故で、岐阜簡裁は道交法違反(安全運転管理者選任義務違反)などの罪で、トラックを所有する愛知県の建築会社と関連会社、この2社を経営する社長に罰金計20万円の略式命令を出した。

午前8時5分ごろ、秋田県大仙市長野の農業資材会社倉庫で、雪下ろしをしていた作業員が滑り落ちた雪に巻き込まれ転落し死亡した。

1/13 浜松労働基準監督署は、工事現場の危険防止措置を怠ったとして浜松市若林町の塗装業「フコス」と同社取締役を労働安全法違反容疑で地検浜松支部に書類送検。昨年11月21日和地山の住宅工事で作業員が転落死亡する事故が起きた。

職場のセクハラが原因で健康障害を起こしたと訴えた女性の労災申請について、函館労基署が、一度不認定としながら、その後取り直し認定した。厚労省が昨年出した「セクハラなど社会的に非難されることであれば、原則的に業務との関連はある」との通達を受けた措置。

1/17 午後2時10分ごろ、愛媛県今治市菊間町種、太陽石油四国事業所の原油タンク内で出火。中で点検作業中だった「福岡組」の作業員7人のうち5人が死亡、脱出した2人も軽いけが。タンク内で使用したスタンド式ライトが倒れ、その後出火したといい関連を調べている。

午後5時前、福岡県前原市川原の林道工事現場で、土砂崩れが起き作業員2人が生き埋めになった。1人が死亡、もう1人は軽傷だった。

1/18 JFEスチール西日本製鉄所倉敷地区分塊工場で一酸化炭素中毒で3人が死傷した昨年1月のガス漏れ事故で、岡山地検倉敷支部は業務上過失致死傷容疑で書類送検された当時のJFE物流

鉄鋼本部西日本事業所長ら6人に起訴猶予処分。

1/19 大津労働基準監督署は、燃料小売業「金六」と同社社長を、労働安全衛生法違反の疑いで書類送検。昨年10月7日、同社従業員が、高さ同社倉庫の屋根を塗装中転落して死亡したが、防網などを設置せず、安全帯も使用させていなかった。

1/20 厚生労働省所管の社団法人労務管理教育センター県支部が、フォークリフト運転技能講習で受講時間が規定に満たない159人に修了証を交付していたことが判明、神奈川労働局は労働安全衛生法違反で教習機関としての登録を取り消した。

1/21 山梨労働局は、県内の建設工事現場136カ所を対象にした建設業一斉監督を行い、全体の半数に当たる67カ所(49.3%)で墜落防止措置がないなどの労働安全衛生法違反があった。うち災害が発生する可能性が高い16カ所に対して立ち入り禁止や作業停止を命令した。

1/23 午後4時半ごろ、京都市下京区の東本願寺の御影堂改修工事現場で、作業員が屋根から転落した。作業員は約1カ月の重傷。

1/24 午前2時10分ごろ、大阪市西成区の読売新聞販売店「Y C天下茶屋」から出火、鉄筋4階建ての1階店舗と2階食堂の一部を焼いた。3階と4階の寮で寝ていた男性従業員3人が2階から飛び降り、手首を骨折するなど重軽傷を負った。

午後1時20分ごろ、鳥取県江府町のJR伯備線で、特急「スーパーやかも9号」が、保線作業に従事していたJR西日本米子保線区根雨保線管理室所属の4人をはね、うち3人が死亡し1人が腰に軽いけがを負った。

宇治署は業務上過失致死の疑いで、京都府久御山町、自動車解体業「アイ・エッチ・エム・トレード」の社長と元従業員2人の計3人を書類送検した。社長は2004年12月17日、同社の工場内で、玉掛けの資格を持たず、クレーンの技能講習も受けていない2人にクレーンでトラックの荷台を移動させ、フックが外れて落下、荷台に乗っていた同社員を死亡させた疑い。

1/25 厚生労働省の「今後の労働時間制度に関する研究会」は、年収や健康確保措置を要件に労働時間規制や残業代支払いのない制度を提案する報告書をまとめた。有給休暇取得の促進や残業削減策も盛り込んだ。厚労省は労働基準法を改正し、2007年に制定を目指す労働契約法に盛り込みたいとしている。

1/26 西鉄北九州観光が、観光バスの運転手やバスガイド75人の休日労働手当を支給していなかったとして、北九州東労働基準監督署から労働基準法違反の疑いで是正勧告を受けていたことが分かった。

1/27 午後0時半すぎ、新潟市蒲ヶ沢付近で土砂崩れが発生し、重機のオペレーターの作業員2人が生き埋めになった。

1/29 午前8時45分ごろ、滋賀県大津市のフィルム製造会社「カネカ」滋賀工場で、フィルムを点検していた下請け会社の男性工員が有毒ガスの塩化メチレンを吸い込み倒れた。工員は意識不明の重体。

腰痛予防に腰部保護ベルト - 宇土博医師 (広島労働安全衛生センター顧問) 監修 ミドリ安全 (株) 製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパーリリーフ) NEW!  
Relief インナータイプ

腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。



種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL	
らくようたい	男	DR-1G	黒/白	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女	DR-1L	黒/白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	-
Super Relief	兼用	Super Relief	グレー・フ・黒 -(ツートン)	ウエスト	56-65	65-85	85-100	100-110	-
				骨盤回り	64-72	70-88	85-102	100-112	-

(頒価) 5,700円 (送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文ください。

■パンフレットあります。関西労働者安全センター TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278迄

### 「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金には郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部		200円
年間定期購読料(送料込み)	1部	3,000円
〃	2部	4,800円
〃	3部以上は、1部につき	2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には1部無料配布。2部以上は1部150円増	

## Culture & Communication

— 封筒・伝票からパッケージ・美術印刷 —



株式会社

国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号  
TEL.06(6551)6854 FAX.06(6551)1259